

「滋賀県低炭素社会づくり推進計画」の 改定原案および意見・情報の募集について

本県では平成24年3月に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画(以下、「推進計画」という。)」を策定し、低炭素社会づくりの実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めている。

「推進計画」策定から5年が経過したため、内容(削減目標含む)について見直すこととし、国の取組や社会情勢等の動向の変化を考慮するとともに、滋賀県環境審議会での審議等を経て、このたび、「推進計画」の改定原案を作成。これについて、1月26日から県民政策コメントを実施する。

1 推進計画の概要

低炭素社会づくりに関する施策(県の事務および事業における低炭素社会づくりに寄与するための取組を含む)の総合的かつ計画的な推進を図るための計画。

2 推進計画の位置付け

「地球温暖化対策の推進に関する法律」および「滋賀県低炭素社会づくりの推進に関する条例」に基づく計画。

- ・計画期間：平成23年度(2011年度)～平成42年度(2030年度)
- ・進行管理：国の取組や社会情勢等の動向の変化を考慮するため、5年おきに見直す

3 国内外の動向

- | | | |
|-------|-----|--|
| 平成27年 | 7月 | 「日本の約束草案」(温室効果ガス排出量を「2030年度に2013年度比で26%削減」)を決定 |
| | 11月 | 国が「気候変動の影響への適応計画」を閣議決定 |
| | 12月 | パリで開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)」で「パリ協定」が採択 |
| 平成28年 | 3月 | 「しがエネルギービジョン」を策定 |
| | 5月 | 国が「地球温暖化対策計画」を閣議決定 |
| | 11月 | 「パリ協定」が発効(4日)。日本は11月8日に批准 |

4 これまでの経過および今後の予定

- | | | |
|-------|--------|---|
| 平成27年 | 11月6日 | 環境審議会への諮問 |
| | 11月11日 | 環境審議会温暖化対策部会開催[H27①](本県の温暖化対策の現状と方向性) |
| | 12月15日 | 環境・農水常任委員会(推進計画を見直すことを報告) |
| 平成28年 | 6月23日 | 環境審議会温暖化対策部会開催[H28①](計画改定の方向性を審議) |
| | 6月～8月 | 市町、事業者、関係団体等との意見交換を実施(9団体、約130人) |
| | 9月12日 | 環境審議会温暖化対策部会開催[H28②](骨子案を審議) |
| | 9月14日 | 環境・農水常任委員会(骨子案を報告) |
| | 11月21日 | 環境審議会温暖化対策部会開催[H28③](素案を審議) |
| | 12月15日 | 環境・農水常任委員会(素案を報告) |
| | 12月～2月 | 市町、事業者、関係団体等との意見交換を実施
(県政モニタートーク、地球温暖化防止活動推進員、経済団体等) |
| 平成29年 | 1月16日 | 環境審議会温暖化対策部会開催[H28④](答申案の審議) |
| | 1月24日 | 環境審議会会長から知事への答申 |
| | 1月25日 | 環境・農水常任委員会(改定原案を報告) |
| | 1月26日～ | 県民政策コメントの実施(2月27日まで) |
| | | 県内市町への意見照会 |
| | 3月末 | 推進計画の改定・公表 |

5 滋賀県低炭素社会づくり推進計画(改定原案)

別添のとおり

滋賀県低炭素社会づくり推進計画（改定原案）に対する 意見・情報の募集について

本県では「地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)」および「滋賀県低炭素社会づくり推進に関する条例(平成23年滋賀県条例第12号)」に基づき、平成24年3月に「滋賀県低炭素社会づくり推進計画(以下、「推進計画」という。)」を策定し、低炭素社会づくりの実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めています。

このたび、本計画策定から5年が経過したため、内容について見直すこととし、国の取組や社会情勢等の動向の変化を考慮するとともに、滋賀県環境審議会での審議等を経て、「推進計画」の改定原案をとりまとめたところです。

つきましては、この「推進計画」(改定原案)について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、下記により県民の皆様からのご意見・情報を募集します。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する本県の考え方を整理した上で公表することとしており、個々のご意見等に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

1 公表資料

- ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画（改定原案）

<参考資料>

- ・滋賀県低炭素社会づくり推進計画（改定原案）の概要

2 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載するほか、県庁温暖化対策課、県庁県民情報室、各合同庁舎行政情報コーナー、県立大学（交流センター）、県立図書館、琵琶湖博物館に公表資料を備え付けます。

3 ご意見・情報の募集期間

平成29年1月26日（木）から平成29年2月27日（月）まで

4 ご意見・情報の提出方法

次のいずれかの方法で、県庁温暖化対策課にご送付ください。

- (1) 郵送 〒520-8577 滋賀県琵琶湖環境部温暖化対策課（住所は省略できます）
- (2) ファックス 077-528-4844
- (3) 電子メール teitanso-iken@pref.shiga.lg.jp
- (4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

5 その他

- (1) ご意見・情報をいただく様式は任意としますが、必ず住所、氏名（法人にあっては、名称および代表者の氏名）、電話番号を明記してください。なお、提供された個人情報を公表したり、本計画改定以外の目的で使用したりすることはありません。
- (2) ご意見・情報は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。

【お問合せ先】

滋賀県 琵琶湖環境部 温暖化対策課 計画調整係

TEL：077-528-3493（平日8時30分から17時15分まで）

電子メール：teitanso-iken@pref.shiga.lg.jp